慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 一九二〕株主の会計帳簿書類の閲覧・ 謄写請求権を裁判上行使する場合における対象特定の必要性
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.8 (1979. 8) ,p.95- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790815-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　一九二〕　株主の会計帳簿書類の閲覧・謄写請求権を裁判上行使する場合における対象特定の必要性

（仙台高判昭和四九年二月一八日　昭和四八（ネ）九七号株主の帳簿閲覧請求控訴事件　判例時報七四〇号九七頁　判例タイムズ三二〇七号二〇九頁　高等裁判所判例集二七巻一号三四頁）

〔判示事項〕

株主が商法二九三条ノ六に基づき裁判上会計帳簿書類の閲覧・謄写請求権を行使する場合、その対象は如何なる帳簿及び書類であるかを具体的に特定する必要がある。

〔参照条文〕

商法二九三条ノ六

〔事　実〕

原告・被控訴人X_1とX_2は、被告・控訴人であるY株式会社の株主である。X_1とX_2は、商法二九三条ノ六に基づいて、会計帳簿書類の閲覧・謄写を求めて本訴に及んだ。原審は、閲覧・謄写の対象となる会計帳簿書類を特定することなく、被告Y株式会社は、原告X_1等に対して会社の会計帳簿書類を閲覧・謄写させなければならない旨を判示した。それに対して、Y株式会社は控訴した。

〔判　旨〕

原判決取消、訴却下。

商法「第二九三条ノ六が、企業の所有と経営の対立した利害得失を直接調整する機能をもつものであることに鑑み、株主が同条に基づき裁判上その請求権を行使する場合は、当事者双方に対し、攻撃、防禦方法を適正に行使させる上から、対象物を単に会計の帳簿及び書類と申立てるのみでは足らず、例えば何年度の如何なる帳簿及び書類であるかを具体的に特定する必要があるものと解するのが相当であり、このことは裁判の既判力、執行力の面からも当然に要請されるところである。これを本件についてみるに、X_1らは単に『Y会社はX_1らに対しY会社の会計の帳簿及び書類を閲覧謄写させ

なければならない。』旨申し立てたのみで、その対象となる会計の帳簿及び書類を具体的に特定しないことは記録上明らかである。

そうすると、X_1らの本訴請求はその内容が不特定であるから、本件各訴は不適法として却下すべきである。」

〔評　釈〕

判旨に賛成する。

株主の会計帳簿書類の閲覧・謄写権、つまり、株主のいわゆる会計帳簿閲覧権は、昭和二五年の商法改正において、アメリカの制度を参考にして新設されたものである（小橋「帳簿閲覧権」株式会社法講座四巻一四五一頁）。アメリカ法において、この会計帳簿閲覧権は、一般に個々の株主に認められるが、我が国においては、悪徳株主によりこの権利が不当目的のために濫用されかねないことを考慮に入れ、発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主に限定したものである（岡咲・新会社法と施行法一二七頁）。

会計帳簿閲覧権の対象となる会計の帳簿および書類の範囲については、すでに昭和二五年の立法当初から、それを広く解する説と狭く解する説が対立していた。すなわち、広く解する説によれば、会計の帳簿および書類とは、会社の経理の状況を明らかにするものと解すべきであり、会社の経理の状況を明らかにするものと認められる限り、会社が法律上義務として作成する帳簿に限らず、任意に作成する会計帳簿も含み、また、会計帳簿記入の材料となつた書類は、伝票・受領証などはもとより、契約書・信書等をも含むとされている（大隅＝大森・逐条改正会社法解説四六四頁）。それに対して、狭く解する説は、会計の帳簿および書類に会計に関係なきものは入らず、従つて、契約書や通信の類は一般には入らないとしている（鈴木＝石井・改正株式会社法解説二八六頁）。この見解の対立は、基本的には現在に至るまで続いている。広く解する説は、その後、会計の帳簿および書類とは、会計に関するものであることは必要であるが、会計に関する帳簿および書類を調査する上に「間接的に」必要と認められるものである限り、必ずしも「直接に」会計に関する帳簿や書類たることを要しないとし、自説を別の言葉でさらに明確にしている（大森・新版会社法講義〈改訂版〉二六九頁）。狭く解する説も、後に、より一層具体的に説明するようになつた。すなわち、会計の帳簿とは大体において商法にいう商業帳簿を意味する。しかし、伝票で多数の取引の要領を摘記し、それによつて元帳に転記する方法をとつている場合にはこの伝票も含まれ、会計学上のいわゆる補助簿も原則として含まれる。そして、会計に関する書類とは、会計に「直接間接に関係する一切の書類」ではなく、会計の帳簿との関連において、それを作成する「材料」となつた書類その他会計帳簿を実質的に「補充」すると認むべき書類に限られる。従つて、契約書・信書などは会計帳簿の「記録材料」として使用されている時には会計書類に入るが、当然に会計書類に含まれないと説明している（石井・会社法〈下巻〉二四四頁、二四五頁）。そして、この二つの立場の具体的な相違点は、契約書・信書などが「記録材料」として使用されている時にのみ会計書類とみるか、あるいは、それらが当然のこととして会計書類の中に入るとするかという所にあると指摘されてい

る（本間「株主の帳簿閲覧権」演習商法〈会社〉改訂版〈下〉五二〇頁）。つまり、両説において、会計帳簿には会計学にいう日記帳、仕訳帳、元帳のみならず、多数の補助簿が入り、仕訳帳の代わりに伝票を用いている場合にはその伝票も含まれ、さらに、会計書類として、会計帳簿との関連において、その作成資料および会計帳簿を実質上補充する書類が含まれるとしている点で共通するものがあるからという訳である（本間・前掲書五二〇頁）。なお、昭和四九年の商法改正により、「会計帳簿」という用語が、商法三二条一項、三三条一項に使用されるようになつた。それまでは、その種の帳簿を「日記帳」と呼んできたが、それは、講学上の名称であり、法律上の名称ではなく、さらに、その「日記帳」という概念は、会計学上の日記帳より広く、それと混同される恐れもあつたので、「会計帳簿」という言葉が使用されるようになつたという経緯がある（高島・商法総則商行為法一〇三頁）。

このように、会計帳簿閲覧権の対象となる会計の帳簿および書類の範囲について争いがあるが、広い意味に解するのが適切であると考える。この種の帳簿・書類は、相互に有機的に結びついているし、さらに、会計上の不正というものは種々の粉飾手段を経て隠されているものだから、広義説によらないと閲覧権の実効性が少なくなるからである（河井信太郎「株主の帳簿閲覧権の範囲」財政経済弘報四二三号二頁参照）。なお、商法二九三条の六の株主の閲覧権は、商法二九四条でなされるところの広く会社の業務・財産の状況に関する帳簿・書類の閲覧とは区別されなければならないから、狭義説でゆくべきであるとの見解がある（和座・注釈会社法二九三条ノ六注一三〈三八三頁〉）。しかし、商法二九三条の六の場合は、いわゆる書面による審査であるのに対し、商法二九四条の場合は、検査役という臨時の機関による検査であり、間接的な書面審査に限定されておらず、両者間には、はじめから根本的な観点の相違があるので、広義説を採用すると両者間で区別がなくなるとの批判は当らないと考える。

この広義説と狭義説の対立は、閲覧権を裁判上行使する場合に、その限界がどこにあるかを決定するために重要な意味を持つ。しかし、裁判上行使するためには、どの程度対象を特定すべきかの問題は、商法二九三条の六第二項に規定されている閲覧請求理由の必要により、閲覧対象となる会計の帳簿および書類が限定されるか否かの問題に関わることになる。この点についても学説は対立している。一説によれば、右の閲覧請求理由と関係のない帳簿および書類、例えば、時期的あるいは地域的に関係のないものの閲覧は求めることができず、請求すれば、すべての会計の帳簿および書類を閲覧しうるものと解すべきでないとしている（鈴木・石井・前掲書二八六頁、松田＝鈴木・条解株式会社法四五九頁）。他の説によると、閲覧の理由がある限り一切の帳簿および書類について閲覧できるが、株主がことさらに不必要な帳簿および書類の閲覧を求めたときは、会社側はその点を立証してその請求を拒否でき、閲覧請求理由はこの会社側の立証の一資料となると解したり（大隅＝大森・前掲書四六四頁）あるいは、株主としては、実際上いかなる帳簿および書類が閲覧請求理由と関連するかを知り得ないのが通常であるから、一応一切の

帳簿および書類について閲覧を求めることができ、会社は特定の帳簿あるいは書類が客観的に見て閲覧請求理由との関連において不必要なものであることを立証した場合に限り、その請求を拒否し得ると説く（大隅・全訂会社法論〈中〉二五五頁、新海「株主の帳簿閲覧権(一)」産業経済研究一三巻三号五〇頁）。また、同じ傾向の説として、次のように解するものもある。すなわち、株主としては一応会計の帳簿および書類全部の閲覧を求めることができるが、閲覧請求理由との関連からみて全然不必要と思われるものについては、会社側としては積極的に閲覧に供する必要はない。しかし、会社が閲覧に供したものを株主が不充分として、さらに広い範囲のものを要求した場合には、会社側が客観的にみて閲覧の対象として不必要である旨の立証をしない限り、閲覧を拒否できないと説いている（石井・前掲書二四五頁）。次のような理由から、閲覧理由と関係のない帳簿および書類の閲覧は求めることができないとし、閲覧理由による閲覧対象の限定を認める見解が妥当と考える。まず第一に、閲覧理由からおのずといかなる時期のいかなる営業に関するどんな帳簿および書類を対象にするかが定まるはずであるし、また、そのように対象が定まらない理由づけでは、商法二九三条の六第二項が要求する理由づけとはならないと考えられるからである。さらに、対象が限定されれば、商法二九三条の七により会社が閲覧拒否をする場合の理由づけを具体的に進めやすくなり、株主・会社間の利害関係調整のバランスがとれるからである。そして、以上のように解することが、本当に必要性ある場合に限つて閲覧を認めるという趣旨が読みとれる商法二三九条の六と七の建前に合致するものと考えられる。しかし、株主側は、この閲覧理由に関連して、こと細かに個別具体的に何年何月何日作成の帳簿あるいは書類と限定するわけにはゆかないから、営業年度、営業地域、いかなる分野での支出・収入に関するものであるかという程度の限定でよいと考える。その程度の限定でよいとすれば、株主に帳簿および書類につき一応全部につき閲覧請求することを認め、会社側が不必要を立証した場合に拒否できるとする説とあまり相違しないと批判されよう（岸田「本件評釈」商事法務八二三号三一頁）。しかし、株主側は全部につき閲覧請求ができ、会社側がその請求範囲を縮減するために一方的な立証の負担を負わされるというのは、両者のバランスを欠く憾があるので、株主側に酷にならない前述した程度の限定を要求してもさしつかえないし、また、それが法の趣旨にも合致すると考える。

会計帳簿閲覧権は、会社側に対して、帳簿・書類を提出して、閲覧・謄写のための場所を提供するという作為と、株主の閲覧・謄写を妨げてはならぬという不作為を求めることができる権利である（和座・前掲書二九三条ノ六注八〈三七九頁〉参照）。この権利を仮処分によつて行使できるか否かについては、その仮処分が、満足的仮処分の性格を帯びる等の点で学説が対立しているが、通常の訴を提起して執行に及ぶことができるという点では争いはない（和座・前掲書二九三条ノ六注二〇、二一〈三八七頁〉、新海・前掲書二七六頁以下）。この権利を訴によつて行使する場合、株主は、判決手続において必ずしも請求内容である帳簿・書類を個別的、具体的に特定しなくて

も、間接強制により執行し得るとの見解がある（岸田・前掲書三一頁）。しかし、執行により実現さるべき結果の種類および範囲は債務名義において直接に明確になつているか、あるいは、明確になり得るものでなければならず（石川・強制執行法〈総論〉概論二五頁）、しかも、閲覧請求権の行使に際して、実体法上、その閲覧対象が閲覧理由により限定されるべきことは、前述したとおりであるから、訴訟法上もそれを受け、その限度で閲覧対象が特定していなければならないこととなる（菊井＝村松・仮差押・仮処分四七五頁は、閲覧の対象となる帳簿が何年度のどういう帳簿であるかを明確にしておかないと執行できなくなる恐れがあると明言する）。以上の次第で判旨に賛成する。

本件の場合、裁判所による釈明権の行使があれば、請求内容不特定による訴却下という事態を回避できるのだから、釈明権の行使が適正になされたか問題であるとの指摘は（岸田・前掲書三一頁）、傾聴に値する。事案解明の主役は、あくまで訴訟当事者であり（兼子・民事訴訟法体系二〇三頁参照）、また、釈明権不行使の適否は、訴訟全体の流れを踏まえた上で判断できるものなので、本件事実関係からは、そのような論点が発現する可能性もあるという意味でその点を理解すべきことになろう。

（一九七九年六月二七日稿）

加藤　修

〔最高裁民訴事例研究一六八〕

昭和五三3（最高民集三二巻八号一五五一頁）

主債務について債務免除を定めた更生計画の認可決定があつた場合と更生手続参加により中断していた保証債務の消滅時効の進行開始の時期

保証債務金請求事件（昭五三・一一・二〇第二小法廷判決）

X_1（原告・被控訴人・被上告人）は、X_2（原告・被控訴人・被上告人）との間で、金銭貸付業務委託契約並びにX_2が貸付けた融資先が債務不履行の際はX_2が代位弁済する旨の契約を締結した。

X_2は、右契約に基いて、訴外Aに、一、五〇〇万円を融資し、該債務並びに、Aが債務不履行の際にX_2が代位弁済した場合に、X_2がAに対して有する求償権の二つを主債務として、Y（被告・控訴人・上告人）が連帯保証契約を締結した。YはAの取締役である。

昭和三八年一二月一〇日、Aは債務不履行となり、Yに対して連帯保証債務の履行期が到来した。ところで、三九年七月一六日にAについて会社更生手続が開始され、$X_1$$X_2$は、八月二五日に更生担保権の届出を行つ